

17ページを御覧ください。

（2）市町村の防災対策の充実についてです。

市町村職員を対象とした防災力向上研修会を開催しまして、災害対応力の強化を図ったところでもあります。

また、消防力の充実・強化としまして、消防団の加入・定着を図るため、若手や女性消防団員による意見交換会、女性消防団員活性化大会等を開催するとともに、消防団広報誌や加入促進チラシを作成し、配布したところでもあります。

また、市町村等の消防資機材の整備に対して補助を行っております。さらに、市町村職員等に対しまして、避難所運営研修や被害家屋認定調査研修を実施したところでもあります。

18ページを御覧ください。国・指定公共機関との連携強化であります。

先ほど説明したとおりであります。企業・民間団体等との連携につきましては、昨年度も新たに宮崎ガスなどと連携協定を結んだところでもあります。

最後に、（5）広域連携体制につきましては、南海トラフ域の10県で構成します知事会議での政策提言活動のほか、県内の沿岸10市町で構成します県津波対策推進協議会で幹事会やセミナー等を行ったところでもあります。

19ページを御覧ください。ここから、本年度の主な取組について説明いたします。これまでの取組に加えまして、新規・改善事業として新たに取組むこととしております。

まず、「自分を守る・地域を守る！地域防災力強靱化事業」であります。

この事業は、激甚化・頻発化します自然災害から県民の命を守るため、自助・共助・公助の取組を効果的に実践し、地域防災力のさらなる向上を図るものであります。

事業の概要は、下の20ページを御覧ください。

まず、資料左の自助の取組であります。年間を通した啓発について、街頭ビジョンやSNS広告等を活用し、ターゲット層にしっかり届くよう効果的に実施します。

また、左下の防災教育につきましては、子供のときから防災に対する知識や行動を正しく身につけてもらうため、学校での防災教育や防災訓練の充実などの支援を行います。

次に、資料右下の共助の取組の防災士育成として、高校生や障がい者施設・介護施設等の職員向けの防災士養成講座を開設し、幅広い世代や職種の方々を対象とした育成などに取り組んでまいります。

次に、21ページ、「大規模災害に備えた減災・受援体制強化支援事業」であります。

これは、指定避難所等における備蓄倉庫などの資機材整備や避難経路の整備・改修、避難訓練の支援のほか、市町村の受援計画に位置づけられた拠点運営に必要な資機材の購入や受援計画策定及び充実に向けた支援、災害時における緊急車両等のための備蓄燃料の確保を行うものであります。

次に、22ページ、「宮崎県防災・減災DXプロジェクト推進事業」であります。

これは、現行の防災情報共有システムのさらなる利活用を行うため、市町村や関係機関へのヒアリング、先進的な事例等の調査などのほか、国の次期総合防災情報システムとの接続に伴う改修、災害分析等を行うシステムの導入調査などを行うものであります。

23ページの「指定避難所（県有施設）の環境改善緊急対策事業」であります。

この事業は、能登半島地震の発生を受けまして、緊急対策として令和5年度2月補正予算で

計上したものであります。

事業の目的は、市町村が指定する指定避難所1,275施設のうち、県有施設42施設の避難環境の整備を行い、能登半島地震での喫緊の課題としましてクローズアップされております災害関連死のリスクを減らすものであります。避難所の運営は、本来市町村の役割であります。県有施設の施設管理者として、最低限必要な防災機能を整備するものであります。

熊本地震の検証結果による災害関連死の主な要因でありました、空調がない、固く冷たい床に寝る、劣悪なトイレ環境などの避難所の抱える課題に対応するため、非常用発電機やスポットクーラーなどの資機材整備のほか、トイレの断水時対策としてマンホールトイレ整備を行います。

次に、24ページ、「指定避難所（県有施設）の環境改善事業」であります。

事業の目的は、先ほどの事業と同様でございます。

事業の概要であります。県有施設の指定避難所のうち和式トイレが残っております施設について洋式化を行い、高齢者等に配慮した避難所環境の改善を図るものであります。

次に、25ページ、「津波浸水想定更新等調査事業」でございます。

これは、先ほどの南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しの動きのところで説明いたしましたが、津波浸水想定更新のための調査事業としまして、津波モデルの検討や最新の地形データ等の調査を行い、最新の津波浸水想定を設定いたします。

また、併せて沿岸市町の住民を対象に、津波避難等に対する県民意識調査を実施いたします。これは平成30年度に一度調査を行い、早期避難

率を算出したものであります。一定期間が経過したことから、今回改めて実施するものであります。

次に、26ページ、「ヘリコプターテレビ受信設備整備事業」であります。これは、現在の防災救急ヘリコプターのテレビ受信設備が老朽化しており、令和7年度に予定しておりますヘリの機体更新に伴い、ヘリからの映像も4Kの高画質となりますことから、地上において鮮明な映像を確認できるよう、鰯塚山と清水岳にある中継局のヘリコプターテレビ受信設備を4K映像に対応した設備に更新するとともに、県庁にあります制御装置、防災救急航空センターの受信設備の更新を行うものであります。

次に、27ページ、「みやざき消防力強化事業」であります。

これは、大規模災害発生時において消防本部の消防活動に必要となります資機材の整備に対して補助を行うものであります。補助を行う資機材につきましては、消防分野において女性職員が活躍できる環境を速やかに整備するため、省力化・軽量化につながるものを優先的に採択することとしております。

28ページ、「消防団を支える総合対策事業」であります。

これは、消防団員の士気高揚につなげるため、県消防大会や女性消防団員活性化大会などの式典等を開催するほか、県消防協会が行います若手や女性の団員に対する研修費用の助成など、団員の定着に向けた取組の支援や市町村が行う消防団活動における団員の安全確保や省力化につなげる消防用資機材の整備の支援を行うものであります。

また、消防団活動への理解促進を図るため、消防団への加入促進や活動への理解醸成を図る

ためのイベント、SNSによる広報等のほか、新たな取組としまして、消防団活動への協力要請や従業員の消防団活動への理解醸成を図るための企業訪問を実施いたします。

最後に29ページ、「消防学校訓練機能強化事業」であります。

まず、「女子寮整備事業」につきましては、女性の消防職員や消防団員が増加傾向にある中、現在の学生寮は女性利用者にとって十分とは言えない環境にありますので、新たに女子寮を整備することとし、今年度設計と地質調査を行うものであります。

また、「視聴覚室等デジタル化事業」につきましては、スクリーンや固定式プロジェクターを新設するなど設備のデジタル化を推進し、教育環境の充実を図ります。

次の「実火災訓練施設整備調査事業」につきましては、近年、火災の発生件数が減少傾向にあり、現場活動経験の少ない消防職員や消防団員が増加しているところではありますが、本県には火災時の炎や煙、高熱などを体感しながら消火訓練ができる実火災訓練施設がないことから、施設整備について調査・検討を行うものであります。

本年度の主な取組については以上であります。

30ページを御覧ください。

3の発災時の応急対策活動計画であります。

南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画について御説明いたします。

本計画は、実際に南海トラフ地震が発生した際に国が行う災害応急対策活動につきまして、具体的な内容を規定したものであり、平成27年に中央防災会議幹事会において決定されたものであります。

この計画の位置づけですが、まず囲みの一番

上の行、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法に基づき、地震防災対策の推進が必要な地域、いわゆる南海トラフ地震防災対策推進地域が指定されており、本県では県内全域が指定されているところであります。

この地域における地震防災対策の推進に関して、基本的な施策を定めたものが、次の囲みの中の平成26年3月に策定されました南海トラフ地震防災対策推進基本計画であり、さらにそれを具体化されたものが、次の囲みの中に赤文字で記載の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画となります。

この計画では、「緊急輸送ルート、防災拠点」、「救助・救急、消火等」、「医療」、「物資」、「燃料、電力・ガス、通信」の5つの分野ごとに国における具体的な活動内容が規定されております。

また、計画策定のポイントとしまして、人命救助に必要となる72時間を意識したタイムラインを設定していることや本県を含む南海トラフ沿岸の10県を重点受援県と位置づけ、地震発生時の応援部隊を重点的に派遣することが盛り込まれております。

この計画を受けた県の対応につきましては、下に記載の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づく宮崎県実施計画のとおりでございますが、次のページ以降で具体的にその内容を説明いたします。

31ページを御覧ください。

この計画は、ただいま申し上げました国が定める5つの分野それぞれの支援につきまして、県災害対策本部の対応や市町村など防災関係機関の役割等について規定したものであります。

まず、1つ目の緊急輸送地域ルート計画であります。

これは、後ほど述べます応援部隊の移動や物資、燃料等の物資輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、特に拠点施設をつなぐためのルートを確認するものであります。この緊急輸送地域ルートにつきまして、ほかの道路に優先して通行可否情報を集約し、道路啓開や交通規制を行うこととしております。

32ページを御覧ください。

2つ目の救助・救急、消火活動等に係る計画であります。

これは、警察や消防、自衛隊といった広域応援部隊の活動拠点について定めたものでございます。

また、この広域応援部隊に対する県災害対策本部の役割や市町村災害対策本部の役割、支援等についても規定しております。

33ページを御覧ください。

3つ目の医療活動に係る計画であります。

これは、災害派遣医療チーム、いわゆるDMATの活動調整を行う県DMAT調整本部の役割について定めたものであり、具体的にはDMAT活動拠点等の設置や活動内容等について規定しております。

34ページを御覧ください。

4つ目の物資調達に係る計画ですが、これは県内5か所にあります広域物資輸送拠点の運営体制や市町村等への物資の輸送方法、各市町村における物資の集積場所である地域内輸送拠点、国からの支援物資の市町村への配分計画について規定しております。

具体的な物資搬送体制につきましては、次の35ページに記載しております。

国等からの支援物資を受け入れる際には、県は物流関係団体に対し、協定に基づく物流専門家の派遣や広域物資輸送拠点の業務支援を要請

することとしております。

また、広域物資輸送拠点から市町村の地域内輸送拠点への輸送については、協定に基づき宮崎県トラック協会にお願いするなど、物資調達業務につきましては、民間事業者のノウハウを最大限活用し運用することとしております。

36ページを御覧ください。

5つ目の燃料供給に係る計画のうち、石油や軽油等の燃料供給についてであります。

大規模地震発生時における警察や消防、自衛隊、医療関係等の車両に対しての燃料供給方法や災害拠点病院や官公庁舎等の重要施設への優先供給について規定しております。

37ページを御覧ください。

同じく燃料供給に係る計画の電力・ガスの臨時供給についてであります。電気事業者やガス事業者との連携によります供給体制の構築を行うとともに、重要施設のリスト化及び関係機関との情報共有、臨時供給の方法等について定めております。

最後に38ページを御覧ください。

本計画に位置づけられております様々な拠点の名称と機能、それぞれの場所について、これまで説明した分も含め一覧表としております。

以上が発災時の応急対策活動であります。

これまで説明しましたとおり県としましては、南海トラフ地震に備え、これまで様々な防災・減災対策を行ってまいりましたが、1人でも多くの命を救うため、今後も関係部局や関係機関と連携し、あらゆる面からきめ細かな取組を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

○山内いっとく委員 チャートとか流れがあったり、防災拠点が最後に書かれているんですが。この市町村との連携で、市町村が独自にいろいろ指定している部分もあるかと思うんですよね。そういったのを県はちゃんとやり取りで把握されているのか。

あとまた、例えばですけど、都城においては、最近道の駅が防災道の駅として、串間もだったと思いますけれど、そういったものの位置づけがどうなっているのかとか。ほかにも高城運動公園とかも、たしか県としての施設だったような気もするんですけど、そういったのも書かれていないので。あと企業との連携で住友ゴムが災害のやつになっていたりとかいうので、各エリアごとでもいいので、そういうのが全部分かるような資料を県民にも出していただくとありがたいのかなと。じゃないと、実際起こったときに何がどういう流れになっているのかが、まだこれじゃ見えにくいと。

例えば今最後に出てきていた部分では、海上輸送拠点というので4か所書いてありますけれど、今南海トラフ地震が起こった場合で、実際太平洋側の港がどうなっているのか分からないというところで、志布志港からあって今、都城志布志道路へつながってというところにもなっているかと思うので、そういった県をまたいだところまで含めての何か資料等があるといいのかなと思ったんですけど、そこら辺が準備がちゃんとされているのかどうか教えてください。

○中尾危機管理局長 まず、市町村の計画についてでございますけれども、市町村におきましても地域防災計画という形で大きな位置づけをしておりますし、また受援等についても、市町村のほうで受援計画というものを策定しておりますので、そちらのほうでこちらとしても把握

をしているところであります。

また、道の駅につきましては、地域防災計画の中で道の駅全体が道路空間を利用した防災拠点として位置づけておりますけれども、特に道の駅都城につきましては、国交省のほうで緊急災害対策派遣隊、いわゆるTEC—FORCEといたしますけれども、その進出拠点として特に位置づけをされているところであります。

また、いろいろな民間との連携という形では、いろんな形で150ほどの連携協定を結んでいるところでありますので、実際に災害が起きたときには、県独自ではなく、いろんな民間のノウハウ等も活用しながら対応を進めていきたいと考えております。

○山内いっとく委員 できたら全体像というか、それを県内全域にすると情報量が多くなってしまいますので、県内7区域なのか市町村なのか、しっかり検討というか、分かるようなチャート図だったり一覧というかそういうので、見える形で常時市民、県民が見れる形にしておかないといけないかなと思うので、要望になりますけれど、それをお願いしたいと思います。

○中尾危機管理局長 南海トラフを含めて防災につきましては、ホームページ上で全体の計画等は記しておるところでありますけれども、おっしゃるとおり県民に分かりやすい形で示せるように工夫をしてみたいと考えております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○山内佳菜子委員 御説明ありがとうございます。29ページ目の実火災訓練施設整備調査事業のことでお伺いしたいんですけれども。この実火災訓練施設は消防学校内なので、もし消防学校に来られる各市町村の消防職員になられる方々が基本的には対象になるんだろうなとは思いますが、例えば自主防災組織にも力

を入れていらっしゃる、防災士のスキルアップというお話もありましたので、そういう消防職員ではない民間の防災向上のために活動されている方々にも開かれたような施設になるのかどうか。

あと、名前としては火災という名前がついていますけれども、火災に特化したものなのか、ほかの地震や津波、様々な災害も想定したような施設になるのか。

最後に、せっかく南海トラフのお話も今いただいたんですけれども、教育、訓練ができる施設ということなので、例えば、南海トラフの危険性、こういった危険性があります、こういう想定がされていますというような教育できる施設がなかなかないというお話は、これまでも議会などでも出てきたこともあるかなとは思っていますけれども。そこまでそれに特化した施設をつくるということが財政的には難しい中で、せっかくそういう訓練施設ができるのであれば、教育や啓発が県民の方にもできるようなコーナー、そういったものも併設できると、より広く活用ができるんじゃないかなと思うんですが、今の計画でどのような内容になっているのかということを確認をさせていただきます。

○羽田消防保安課長 訓練の設備に関して、まず御説明しますと、委員がおっしゃったように大規模な訓練箇所の整備、今ある現状を全て壊して新たな対応ができる、県民の皆様が全て訓練できるような大きな建物というようなふうにはちょっと考えておりませんで、この実火災訓練というのは、AFTというものとホットトレーニング施設のどちらか。これは消防の職員あるいは消防団員、そういった方々が火災の状況、暑さとか煙とか、そういうのに対応できるような施設をつくらうということで、今現在、この

AFTにするのか、あるいはホットトレーニング施設にするのか、その準備として、消防の学校内にどのような施設ができるのかということのを本年度調査するという意味合いでの予算措置でございます。

将来的にはそういった施設ができれば、先ほどおっしゃられた消防団の方々、警察学校に入校されて、いろいろとそういった活動を勉強されますので、そういった方々には使えるような施設にはなるかとは思いますが、現在はそういった、どちらの施設にするのかというような予算措置ということでございます。

地震につきましては、消防学校内に地震の訓練施設というのがございます。

以上です。

○山内佳菜子委員 概要は分かりました、ありがとうございます。やはり主に消防職員の方、消防団の方が対象になる施設なのかなということを確認しましたが、これも要望になりますけれども、できればそういう防災士の方ですとか、防災に携わる自主防災組織の皆さん、なかなか訓練するとなると、そういう機材、防災倉庫にはあるけれども、本格的なものはなかなか御自分たちで準備することも難しい状況ではあると思いますので、そういう方々も活用できるような運用なども今後御検討いただけるとありがたいと思います。

南海トラフの啓発に関しましても、パネルや人材育成なども大事ですけれども、そういうまとまって教育、学べるようなコーナーがあるといいなという思いはありますので、その部分もまた今後御検討いただけるとありがたいなと思います。

○中尾危機管理局長 防災意識の啓発というところは非常に重要な視点だと考えております。

今御指摘のありました自主防災組織等の防災教育というところにつきましては、新規事業の自分を守る・地域を守る！地域防災力強靱化事業、こちらのほうでも防災士ネットワークを活用したスキルアップでありますとか、あと必要な機材等についても支援をするということにしておりますので、こういったものを組み合わせながら、スキルアップ、防災意識の啓発を図っていきたくて考えております。

○山内佳菜子委員 ありがとうございます。別のテーマになります。これで最後にします。

先日、震災関連死を判定する審査会を設置するための条例ができていない自治体もあるというような報道を目にしました。宮崎市もその条例が設置されていないというような報道だったかなと受け止めているんですけども、やはり宮崎県内でもこのような審査会ですとか、条例の制定は進めないといけないんじゃないかなと思うんですが、現状を把握されていたらお伺いしたいのと、県として方針を持たれていたら確認をさせていただきたいと思います。

○中尾危機管理局長 条例の制定については、今のところはまだ検討はしておりませんが、災害関連死、やはり大きなテーマだと考えております。特に熊本地震等で8割程度は災害関連死で亡くなったというふうに聞いておりますので、そういったものを防ぐための指定避難所の環境改善とか、そういったところも含めてまいりますので、併せて検討してまいりたいと考えております。

○山内佳菜子委員 ぜひ条例制定については、県としても強く制定の方向へ進めるように各市町村への働きかけですとかも含めてお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○佐藤委員長 ほかにはございませんか。

○黒岩委員 説明ありがとうございました。

まず10ページのところなんですけど、一番下のところに減災目標ということで住宅の耐震化率が上がっておりますが、聞きますと市町村が補助の金額といいますか件数といいますか、非常に少ないというふうに声を聞いています。これについては県としても市町村に対して補助がされているのか。

また、市町村がきちんとそういうニーズに対応できているだけの予算が確保されているのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○中尾危機管理局長 建築物の耐震化につきましては、県土整備部の建築住宅課のほうが所管しておりますけれども、国の事業等も活用しながら木造建築物等地震対策加速化支援事業というものをやっております。実際にはアドバイザーの派遣を無償でやったりとか、あと耐震工事の支援ということで、たしか上限100万円だったと思いますけれども、一定程度対応できるような予算は県土整備部の方で確保しているというふうに伺っております。

○黒岩委員 どんどんニーズに対応できるような市町村の予算取りといいますか、そこはしっかりと指導をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、12ページの（2）の上のところなんですけど、自主防災組織活動のカバー率というのがありますけれども、このカバー率の定義といいますか、意味を教えていただきたいです。

○中尾危機管理局長 こちらにつきましては、県内市町村の自治会の数に対しまして組織数というのを大きな基準としておりまして、現在組織数が2,300程度でございますので、全体の自治会の数から割り出した数として大体90%という

数字を設定しております。

○黒岩委員 ということは、自治会組織のうちの約9割が自主防災組織を結成されているとしゃるといふ考え方なんでしょうか。

○中尾危機管理局長 基本的には自治体において、また例えば集落ごとにつくっているところとか、団地ごとにつくっているところもあるかと思えますけれども、大きなところではそのような計算で考えております。

○黒岩委員 あと同じページの個別避難計画のところなんですけど、これは一般質問でも度々取り上げられていらっしゃるんですけども、やっぱり急がないといけないというふうに思っています。この未策定の市町村については、県としては今どのようなアプローチをされていらっしゃるんでしょうか。

○中尾危機管理局長 確におっしゃるとおり、この個別避難計画については重要なテーマだと思っております。避難行動が必要とされます要支援者名簿、こちらにつきましては県内全ての市町村で作成が完了しているところでありまして、これに基づく個別の計画というのがまだ終わっていないところがあるところであります。

なかなかその課題としましては、やはり制度の趣旨が住民に浸透しておらず、積極的参画がしにくいということであったり、その実効性のある計画ということにするためには、防災であったりとか福祉、自治会、多種多様な人材との連携が必要でございますけれども、なかなかそこが難しいというところもありますので、今年各県内市町村にもヒアリングというような形で回っていきたく思っていますし、内閣府の事業等を活用しました支援等も行っていきたいと考えております。

○黒岩委員 制度の理解がなかなか進まずに、個人情報であったり、いろんなことも一つの壁になっているのかなと思えますので、まずは啓発のほうもよりよろしくお願いしたいと思います。

最後にもう一点なんですけど、13ページの真ん中ぐらいに津波避難タワーというのがありますけれども、実際沿岸部で避難できないエリアといえますか、避難タワーで大分カバーはできていると思うんですけども、まだまだ避難できる場所がないというようなエリアというのはあるんでしょうか。

○中尾危機管理局長 津波で避難ができない地域、津波避難困難地域というカテゴリーかと思えますけれども、基本的には津波避難タワーを県内26基造っておりますので、そこが解消されるということでありましたけれども、避難に伴う高齢者の歩き方、速度とか、そういったところを延岡市のほうが再度見直して、今回津波避難タワーを4基新たに造るということで聞いておりますので、現時点では延岡市のほうで一部、そういう津波避難困難地域が残っているというような形になっております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○坂口委員 今回の避難関連ですけれども、当初は避難津波対策困難区域というんだったですか、どうしてもそれを対応できない区域でした。だから、ある意味死に地ですよ、経済的に。それを市町村が指定するというのがあったですよ。今のところその指定区域がないということは宮崎はゼロ地域かなと思うんですけども、ゼロ地域でいいのかなというのがどうしても心配事の一つとしてあるんですよ。これは実際、今どんなになっていますかね。対応困難地域だったかな、津波に対しての対応ができない場所と

いうのは。

○中尾危機管理局長 一般的にそうです。津波避難困難地域といったときに、例えば地震が起きたときの事前避難対象地域という条件がありますけれども、それについては一部高齢者等については、事前避難をすべきだということで事前避難対象地域というところが残っておりますので、そこについては実際に緊急地震の警報等が発令されたときには、一部事前に避難をするという意味では、高齢者等の事前避難対象地域というところは指定されているところでありますけれども。

先ほど申し上げました一般的な避難困難地域というところでは、延岡市が津波避難タワーを新たに造るというところで、そこが一部含まれるというような形になっています。

○坂口委員 結果的には、予定しているものが全て整備が終われば宮崎県内にはそういう指定すべき地域がなくなるという理解でいいんですかね。

○中尾危機管理局長 そうですね、先ほど申し上げたとおり高齢者等に関しましては、歩く速度とかそういったところもありますので、市町村が独自にその辺りの計画を見直せば、また新たな避難困難地域というところが出てくる可能性はございますけれども。臨時の地震緊急情報が出たときに、高齢者等の事前避難対象地域というところがありますので、そこについては今後市町村が計画を定める中で、計画の地域が変わってくることはあると考えております。

○坂口委員 いや、そうじゃなくて、そういった人たちはどこにもいるわけですよ。それに個別の対応をしていくと。そうじゃなくて、この地域は津波を、だから、ある意味海岸線での防護、津波に対しての対応ですよ、避難じゃな

いんです。それができない区域だった、ブラック地域というのかレッド地域というのか、それを市町村が定めなさいというのが最初あったんです。だから、それがなくなったのかどうかということです。これは市町村としてもそこを定めきれないぞと、土地の価格がゼロだなんだということは言えないぞということで、これは難しいことを国も言うなと思っていたのがすごく残っているんですけど、そのことなんです。だから、津波への対策、特に海岸対策なんかが取れないよということです。

○中尾危機管理局長 いわゆる津波のイエローゾーン、レッドゾーンの設定の地域だと思いますけれども、そこについてはまた県土整備の都市計画課のほうで定めるということになっておりますので、そちらのほうともちょっと連携をしながら確認をしてみたいと考えております。

○坂口委員 何か少しちょっと違うんですけども、私の感覚と。結局、高潮対策をすれば津波対応になるという高さとか、それがあって海岸計画を組んだんですよ。しかし、それでも向こうはそういうのは不可能なんだという地域を市町村が指定しろだったんです、それに対応しなさいじゃなくて。

これはそれでいいとして、もう一つは5ページなんですけれども、南海トラフ地震の発生確率、これは毎回聞いて、どうしても理解が、どうこの数字を自分の参考として信頼というんでしょうか、すればいいかなというのがなかなか難しいんですけど、30年以内では0%から80%だったですかね、確率。40年になると90%ですよ。しかしながら、あと10年進んで40年後、だから30年後を見たときは、やっぱりゼロから80%になっちゃうんじゃないかと思うんですね。

そして、今からの50年後、10年後に見る40年後ですね、それが90%になっていくのかなと。その数字の出し方の基というのが何から出しているのかな。100年確率の中からの残時間で出して行って、100%から10%ぐらい引いた90がマックスになるのかなとか、そここのところが一つ知りたいんですよ。

だから、こここのところの本当に信頼性が高い数字というのがはまり込んでくると、そこで提示されると、やっぱり一般の人たち僕らも含めてですけど、もうちょっとやっぱり住宅の耐震化でも、いろんな訓練への参加でも、ちょっと緊迫性が迫るかなと思うけれど、この数字の信頼度というのが一体何なのというのがちょっと分かりづらい。

だから、率直に言ったら信頼できないよなというのがどうしても潜在的にあるのと。それと今度は80を出す学者と50を出す学者と、専門家ですね。そんなのがバラバラあるんじゃないかなと、それを最大公約数なりあるいは何かで決める数字なのかなというのが一つ。ただ、これは10年スパン、何10年スパンの長い中での確率だから、そう深刻に捉える、精度を高める必要もないのかとか、アバウトでいいのかなという気もするんですけど、どういうことでこの数字を出してくるのかというのが、ちょっと知りたいんですよ。

○中尾危機管理局長 この数字につきましては、毎年国の地震調査委員会が出している数字でございますけれども、考え方としましては、おおむね南海トラフにおきまして、100年から150年周期で起きていると。実際にプレート間の境界のひずみが解放されたときに、耐え切れなくなって解放されたときに起こるわけですけども、前回の地震とのひずみの解放の度合い、そういつ

たものを計算して出しているものでございます。

前回で行きますと1946年の昭和南海地震が基準になりますけれども、このときのマグニチュードと現在の期間、それを総体的に計算して、この数字となっているというふうに伺っております。

○坂口委員 そこが分かりにくいんですよ。何かもうちょっと信頼に到達するような考え方じゃないんですよ。だから確率を出すのには分母、分子が要るわけですから、分母が何になっているのか、分子が何になっているのかということでも分かることなんだけれど。前のときのマグニチュードと蓄積されたエネルギーとか、そん中でプレート境界じゃなくてプレート自体あるいは境界あたりでも頻繁に地震というのは起こっていますよとかありますよね。そんなのをごったまぜにすると、それで何なのという数字なんです。

ただ、確率としてはそうなんだろうなと思わざるを得んけれど、そここのところが分かりづらいんですけど、やっぱりかなりこれ信頼すべき数字なんですよということなのか、あくまでも参考として出さざるを得ない数字なんですよと、それはどのぐらいの位置づけをすればいいんですか。

○中尾危機管理局長 なかなか難しいところでもありますけれども、公に国が科学的に出している数字としては、もうこれしかございませんので、これを基に本県でも算出をしているところでございます。

○坂口委員 だろうなとは思いうんですよ。でも、もうちょっと何かないかなと思うのと。

今度はこれと同時に昔から言われていたんですけども、古くは地震が来る前にナマズが騒ぐとか（笑声）これは笑うでしょう。しかし、

ナマズは土に付着して、いつも住むところは湖底なり川底ですよ、泥に住めるんだ。ほかの魚と何が違うかなと思ったとき、うろこがないんですよ。だから、物すごく微弱な電位差とか電磁とか感じるかなというのは、やっぱり体の特性上あるんじゃないかなという気はする。電気でもちょっと入れてみると、最初に反応するのはナマズとかドジョウとかウナギだと思うんですよ。うろこの固いのはやっぱり、ある程度電圧なり電流が上がってからと思うんですけど。

これはいいとして、電離層と地震の関係ですね。電離層が乱れたり下がってきたり、それは随分、最近だんだん知見が積み重ねてきていますよね。こんなのをやったときに、電離層異変というのは数十分から数時間前ということだから、今のような何十年のうち来る確率が何ぼあるよというアバウトなものも必要なんですけれど、この分野でもう1時間あるいは30分で間違いなく来るぞというような、そういった科学的なあるいは自然の現象の変化から見てとる精度の高い、そういった予測。しかも避難に即つながるようなあるいは究明ですね、理解。そんな研究というのはどの程度今進んでいるのですか。

○中尾危機管理局長 専門家等にも聞きますと、やはり確率の高い状況で予測をするというのは、なかなか現代の科学をもってしても厳しいというふうには聞いておりますけれども。

実際に地震が発生して津波が発生するまでの到達時間、そういったものについては、今N-netという形で日向灘沖に海底ケーブルを直接沈めて、リアルタイムで計算ができるようになっておりますので、そういったものを活用しながら津波の到達時間等の予測を早めるということは可能かと思っておりますけれども、実際にいつ

起こるかという確率について、精度の高いものについてはなかなか科学的には難しいのかなと思います。

先ほど申し上げたとおり調査委員会のほうでは、前回の地震との関係とマグニチュードの関係との下で、予測の期間をある程度幅広い年限で想定をしているということになるかと思えます。

○坂口委員 ちょっとくどくなって、僕はうまく説明し切らないんかも分からんけれど、精度、あるいはすごく自分らが緊迫性を持つという関係ですね、精度と言い切ってもいいかも分からんけれど。例えば先ほどの40年以内90%ですよ。これを今から30年間なかったとする、80%のところは30年では起きなかった。今言っている残りは10年ですよ、あと30年すれば10年、10年以内の確率は何ぼですかと30年後に聞いたとき、0%から、そして向こう20年をプラスしたときの今から30年の間には80%です。でも、これから10年以内のときは5%ぐらいでしょうという数字が出ちゃうんですよ、今の考え方だったら。そうしたら違うじゃないですか、今40年以内で90%起こると言ったのが、30年後に見たら10年以内に起こるのは5%ぐらいですよ。だから、それだけじゃ駄目じゃないのと、専門家を名乗るからにはですね。

そして、今言ったように科学的な根拠で、最近随分進んでいますよ。あの電離層、それがずっと部分的に下りてくる。それがあれば今度は地震、それは地底からの電磁を乱すような、あるいはそこにいたずらするようなやっぱり現象が起こるんだらうとかですね。そんなのというのは進んでないんですかというのと……。進んでいるんですよ。だから、その情報を持たれないかなと思って聞いてただけで。

これはもう答弁のしようがないでしょうから言いますけれど、もうちょっと今の時代、信頼度の高い数字、そして身近に迫るといふ緊迫感、ここからのやっぱり予測というのを積極的にやっていく必要があるんじゃないかな。多分国は取り組んでいると思うんですけどね。これはそれで置いておきます。

そして次、BCPなんですけれど、このBCPのここでは訓練と言うんでしょうか。これをやっていくという、15ページだったですかね。BCP、ここは県庁なら県庁のBCPで必要最小限度のものというのは、まず3日間だったですかね、1週間だったですかね。最低限必要な事務を継続できるようなものをやっぱりしっかり守っていくというやつなんですけれど。

役所がBCPをやっていくためには、それと連携する民間なり、あるいはいろんなところとの連携がないと、実際的にそれは機能して行政サービスとして相手方に届かないと思うんですね。だから、このBCPには民間も入んなきゃ駄目だし、極端に言ったらバス会社とかあるいは鉄道会社とかいわゆる移動ですよ、ここも入んなきゃ駄目。今度は民間の企業もBCPをやって、何があろうとも責任を持って、その供給しなきゃいけないサービスというものを、民間もBCP計画を持っていると思うんですね。

そうなったときにどういうことが起こるか分からんけれど、道路が封鎖されたり、あるいはとにかく自分で移動できなくなったとき、乗用車なんなり。公共交通機関ですよ、それに我も我もと乗ったたらもう、出発した場所で満杯になっちゃうんですね。

だから、そういうときにはその移動手段を使える最低限必要な、そして連携を取るべきBCP対応のいろんな人たちですね、民間も含めた。

そういった計画をやっとかないと、役所が何ぼ機能してもそこに来る人間も来れなくなりますよ、これ。

だから、そういう意味での連携したBCPというのはあるのか。そして民間BCPを、いやそれがあんだのところ収まってから、それは生産でいいだろうとか供給でいいだろうと。いや、あんだんところはそれじゃ、もう県民の命にかかるものじゃないかと、それは供給してくれとかいうものを一回調整して、そして、さあ乗用車が動かなくなった、あるいはどの路線が駄目になった。じゃあ、そのとき宮崎交通なりあるいはいろんな交通会社、民間のBCP。それで移動しようという計画とかをやっとかないと、これ機能しないと思うんですよ。BCPを、やっぱり机上のことだけに終わってしまって、それ相手方に必要な人に届かないと思うんです。

だって、周りがこれと言ったらどうするんですか。バスが満杯で動かなくなったとか、交通機関の整理からもう車を動かすなど。BCP対応以外の移動はするとかいうようなことをしっかりやっとかないと駄目だと思うんですけど。ここらの想定というものはあるんですかね。それともそんなの僕の何か杞憂で、そこらまで心配要らないというようなことなんですかね。

○中尾危機管理局長 確かにBCPにつきましては県だけでなく、県内企業のBCPにおいてもその被害を最小限に抑えて、地域経済を含めた被災地の早期回復を図るという点では非常に重要だと考えております。

県におきましては、基本的に商工観光労働部のほうで民間団体との協定を締結しておりまして、BCPについての県内企業の支援に取り組んでいるところでありますので、セミナー等も行っているところでありますが、こういったも

のを通じて、委員おっしゃるような混乱がないような形でのBCPの策定等をまた支援をしていきたいと考えております。

○坂口委員 そんなに簡単にいかないと思うんですね。県庁では何百人という人間がどうしても県庁にいなきゃ駄目だと。どの会社は何人の社員が出てつくらなきゃ駄目だ、持ち出さなきゃ駄目だ、届けなきゃ駄目だ。その計画をずっとやっていて、最低限その人たちが責任を持って動けて必要なものをBCP的な考え方のもので、その対応になるものをやれなきゃ駄目ということ。

それ以外の方は、公共交通機関、この日は駄目ですよというのを決めながら、交通会社にあんたのところは責任を持ってこれからこれまでの区間をしっかりと移動ができるようにやってくれと、何名移動ができるようにやってくれというものを連携しておかないと、何か一つ欠けたらBCPは成り立たないですよ。

そして民間のBCPも、いや、うちはお得意さんが絶対にこれが必要なんだと、向こうがラインがある限りはこの部品を納めなきゃ駄目なんだと言ったって、いやそれは先方との協議の中で命に関わる部分だけを稼働してくれと。そしてみんなが最低限必要な連携が取れて、実際行動して仕事ができるように、目的ができるようにしようという、そういう訓練をやっておかないと必ずこれは混乱しますよ。

うちの会社は駄目だ、あるいはうちの会社は大丈夫だったか見るだけでも行こうとか。うちは大丈夫だから出てこいと仕事は続けるぞとかいうようなことになる。その整理というのは前もって訓練しておかなきゃ僕は駄目だと思うんですね。

民間も必要なものはBCPを組んでいます、

あそこも組んでいます、これも組んでいますと言ったって、じゃあそのために店内で何人の人間が何時間の間に移動しなきゃ駄目なのと、乗用車で動けなくなったらどうするのとかですよ。それをやっておかないとこれ機能しないと思うんですよ。さっきから言うような、やれマグニチュードが8だ、7、7.5だというような地震のときに、かなりの人が行かれると思うんですよ。行かれたら騒ぎが起こったら人は移動すると思うんですね。

だから、BCPという考え方は全部が統一して、そして初めてセットで責任を持てた、やっぱり行動ができるという。その責任を持つためには関係する人間は間違いなく動けると、目的地に行けるとしておかないと駄目だと思うんですね。それは大型の救助物資の拠点ですかね、備蓄拠点ですかね、そこから行くのにも県の考えじゃ物すごく遠隔地ですよ。そして移送するトラック集団あたりもまた別個な場所ですよ。

そういうものも含めてやっとなないと、これ単なる県庁BCPじゃ駄目だと思うもんです。福祉保健部と県土整備部の何々と何々とだけとか、それじゃちょっとこれ何だったんだというようなことにならないかなという気がするもんですから。それをもしやられてなかったんだったら、やることの必要性はどうかという検討から始めていただきたいと思うんですね。

○児玉危機管理統括監 御指摘ありがとうございます。物資拠点についておっしゃられるとおり今年度中に完成するというので、本格的な稼働等も含めて民間の方の御協力がなければ実質的に、トラック協会をはじめ関係企業さんとの連携というのは非常に重要かと思っております。

また、広域での連携、実際宮崎が津波でやられますと、宮崎あるいは大分なり沿岸県についてはもう動けないという可能性も非常に高くなってまいりますので、それ以外の広域での九州あるいは全国を含めた連携協定もやっておりますけれども、民間も含めた連携協定ということで、まずは物資の備蓄倉庫ができた際にはもうすぐ、こういった課題があるかといったことは取り組む必要があると思っていますし、毎年の防災訓練はやっており、そこで自衛隊とか消防や警察とか連携は取っておりますけれども、おっしゃるような民間との連携、またさらに見直して、実的なものになるように取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○坂口委員 ぜひそのところ一回整理していただいて、そして一体になって最小限のものがかなりセットで動けるという条件整備と訓練が必要かなと思うんです。

そして、もう最後にしますけれど、また津波だか何かを新たな情報を基に、もう一回津波の高さ、そういったものの想定を今後見直していくというか、さらに精度を高めていくというような取組も今説明ありましたけれど、これぜひ他県にも増してやらないと。

宮崎は津波ゼロ地帯だったんですよね、ついこの前まで。そしたらいきなり津波が来る地帯だよということになったから、準備要らないといったところからかなりな準備がいるぞというところまで急に短時間で来ちゃった。まだ何年もたたないですよ、見直して、それを。ゼロから今になったのは。鹿児島と宮崎と大分の一部ですか。

だから、まだまだこれは遅れている部分があると思うんです、他県に比べたらですよ。だから

ら今度の見直しではぜひそこらをしっかり検証しながら、他県に追いつくというか横並びになるだけの、それ漏れてないかというチェックというのが必要な。本当に宮崎は津波来ないということだったんです、つい最近まで。それがいきなり津波がかなり来る地域に変わっちゃったから、遅れている部分があるんじゃないかな。あると言い切るとまた問題だけれど、あるんじゃないかなと思いますけれど。今回の見直しは相当他県にも増して、いろんな角度から検討していただきたいと思います。

○中尾危機管理局長 御指摘ありがとうございます。国の想定しております津波モデルの考え方に基づきまして、今年度、地震専門部会に専門家を入れた形で津波の浸水想定をやっていく予定ですので、そういう点を含めてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○坂口委員 ぜひお願いします。あと僕は津波に対しての対応が遅れているというのが。申し訳なかった、ちょっと説明が足りなかったけれど。かなり遅れてきて、ゼロから特にハードなんかが始めてきているから、今回必要なものというのをしっかり検討して、それを予定していただきたい。これは要望ですね。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

○重松委員 御説明ありがとうございました。防災・減災というのはやっぱり、自助・共助・公助の中で自助が一番大事でありますし、自分の命は自分で守るということをしっかり意識づけることが重要じゃないかなというふうに考えております。

手前みそになりますが、今月、委員会の皆さん方にも危機管理課の皆さん方にも御案内いたしましたけれども、5月25日、我が党が主催の防災セミナーを行なわせていただきまして、しっ

かりと県民の皆さん、市民の皆さんに、まず意識の向上をしていきたい、醸成をしていきたいなどというふうに思っている取組でございます。

そこで、宮崎市内の自治会が770あるんですが、我々の議員団で全自治会、全部ではないんですけども、御案内に回らせていただいたところでございます。

その中で自治会長おっしゃるのは、12ページにある、先ほど黒岩議員も質問されましたけれども、自主防災組織、あるにはあるんですけども全く機能していないという声が大変多くありまして、ここからまず、しっかりと住民の皆さん方の防災の意識、醸成が大事じゃないかなと思います。その中で東日本大震災の後には、自治会でもかなりやっぱりそういう訓練とかもされていたんですが、ここ最近は何も機能していないということでお話を伺いました。

そこで、そのときに県のほうから危機管理局の方々に出前講座を頻繁に入れていた、私たち、党サイドでやっていたことがあるんですけども、ここ最近、その出前講座の要請とか要望とか逆に、どんどん地域決めて、自主防災組織の中、そういう地域に入り込むことをされるのがいいのかなというふうに思うんですけど、その辺の取組状況はいかがなものでしょうか、地域に対する出前講座。

○中尾危機管理局長 まず、自主防災組織の出前講座でございますけれども、11ページのほうに記載しておりますけれども、自主防災組織、それから学校などに防災士を派遣した取組ということで、昨年度でいきますと157回実施しているところであります。

今年度もやはり自主防災組織、活動していないところの活発化を図るところもございまして、防災士ネットワークを活用しながら、

そういったスキルアップでありますとか、また、資機材の整備等もやっていく予定ですので、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

○重松委員 ありがとうございます。私も防災士の一員なんですが、県のほうからも県と市と連携して、しっかり出前講座のほうをもっともっと進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に1点ですが、24ページの県有施設のトイレ洋式化、これは本当に重要ではないかなと思います。実は私は今年の4月に、ある県立高校の入学式に出て、その後ちょっとトイレを拝見させていただいたら、まだまだ十分な、トイレの洋式化だけでなく、しつらえというか非常に今の若い世代の家庭のトイレと比べて、学校のトイレの老朽化に愕然としました。

そのことは、教育委員会の財務福利課のほうになるかと思いますが、せつかくこういうふうにして危機管理局のほうもこういう予算があるのであれば、しっかりトイレの中のそういうことも含めて検証していただきたいなと、これは要望です。要望ですけども、一度どういう状況なのかを教育委員会さんとも連携しながら、せつかくこの予算があつて洋式に変えるのであれば、そういうことも含めてちょっと検証していただきたいなというふうに思います。これ、もう要望ですので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。よろしいですかね。

○川添委員 先日の能登半島地震を見ていると、全国からボランティアで支援に入りたいと色々な団体が、石川県のほうがDMATとか各自治体の支援、そういったものを優先させる

ために受入れは当面できないということで、かなり遅れて、ずれ込んでしまったというのを目にしたんですけれども。

ボランティアの受入れ体制、もちろんDMATから始まって各自治体、職員の方々が全国から来ていただいたり、隣県の人たちとか。そして民間のボランティアの団体、様々あると思うんですけれど、こういったところの受入れ体制というのはどんなふうにつくられているんでしょうか。

○中尾危機管理局長 災害が起きたときのボランティアの受入れというところは非常に重要な点だと思っております。実際に起きたときには災害対策本部の総合政策部のところ、生活・協働・男女参画課がボランティアの窓口となりますので、そこと連携をしながら受入れ体制を図っていくということになります。

こちらに来られる際の通行車両の無料の調整だとか、そういったところもありますので、また有効的に受入れを図っていくような取組をしていくことにしたいと思っております。

○児玉危機管理統括監 補足でございます。派遣につきましては、基本的には自治体の職員が総務省なり全国知事会を通じて一元化された形で、応急対策職員派遣制度あるいはDMAT、DHEATとかそういうのは早急に入るわけなんですけど、また改めてボランティア関係も行政のほうでも受入れます。全国的にも、今回も石川のほうではNPO法人でボランティア支援団体ネットワークというのが入りまして、そこが行政が十分できない部分を穴埋めというんでしょうか、補足するような形で入るということでも国なり石川県庁とも、地震入って2日目ぐらから打合わせ等が入ってやっておりましたので、そういった団体とも連携しながら取り組ん

でまいりたいと思っております。

以上でございます。

○川添委員 そういった方々の宿泊とか生活を短期間、長期間、中長期にわたるとか、いろいろな宿泊体制、また受け入れてどこからどこに行くのか、そこらあたりもほかの、生活・協働・男女参画課も含めて危機管理局はしっかりと把握して体制を構築していったほうが、いろいろと人手が足りない部分に非常に役立つんじゃないかなと思って、そういったところも一つ大きいテーマとして入れていただきたいと思いません。

それと続いて、消防士の定員割れ、不足がずっと続いておまして、これからまたさらに減っていくのではないかなというふうに思っているんですけれども、実情を。私の地元とか消防団ともいろいろとお話したり関係があるんですけれども、なかなか声をかけづらいとか、実際は成り手の方がいらっしゃると思うんですよ。これは自治会と同じようなことでやってもいいと思われている方がいらっしゃるんですけど、今もう地域の集落とか団地とかの中で横のつながりとかが非常に希薄になってきて、特にコロナ以降ですか、住んでいる方の顔が見えない、名前が分からないとか、あと自治会に加入しないとか、役員の成り手がいないとか。

そんな中で消防団についても、昔であれば誰々さんの息子さんを今度入れようとか、そういうつながりが集落の中であつたんですけれども、最近是非常に都市化しているというか、非常に分かりづらい、人が見えない中で加入のお願いができないというところがあるんですよ。

そういったところで、今までのやり方ではなかなか新しい団員は増えないのかなと思ひまして、どんなふうに考えていらっしゃるかなと。

○羽田消防保安課長 消防団の現状と言いますと、やはり年々減少傾向でございます。それで、本年度はこの消防団の方々は、お勤めされている方が約7割ということでございますので、本年度の新たな取組として企業訪問をやってみようということで予算措置をしまして、各企業等をお願いして消防団員を増やせないかというようなことを考えてまいりたいと思います。

人口減少等もございまして、消防団の方々アンケートをしますと、先ほど議員が言われたとおり様々なそういった、なかなか入りにくいというようなアンケート結果もございますので、そこら辺のところをまた考えながら、消防団員等を増やしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○川添委員 企業の協力も一つなんですけれども、やはり成り手はいると、成り手はいるんです。ところが、そこに声をかけづらい、声をかけるのがすごく距離が遠くなっているというがあるので、そういったところ、自治会の加入も含めて、ちょっと新しい方策を考えていく必要があるのかなと。

それと、消防団の内情を一つお話しすると、夜警とか総合大会の打ち上げとか忘年会とか、懇親会をやってきたというのが、消防団の長い歴史なんですけれども、最近会計制度が変わって、今までは分団にまとめてお金を落として、分団長がそれで懇親会をやったり、余ったお金を分配したりとかいうのをやってきたんですけども、団員一人一人への振り込みを希望できますよというシステムに変わってしまって、直接皆さん受け取っているんですね。

ということは、分団にお金がない、懇親会の経費がない、会費を取ってやらないといけない

という実情があつて。皆さん、飲みに出るといのは家族の了解も取らないといけない中で、もうもらうものはもらっているし、会費払ってまで行くこともないかなということで、そういったところで懇親会とかを開催しづらいと、参加者が激減していると。私の地元だけかもしれませんが、少ないかもしれませんが、そういった実情があつて、昔のような絆がすごく薄まっていると。

そういったところも含めて、内情をちょっといろいろリサーチして、県のほうで市の消防局とかと少し議論を重ねていただきたいと思うんですけれど、いかがですか。

○羽田消防保安課長 消防費の直接支給ですかね、これは全国的にも不適切な問題等もございまして、国といいますか中央の消防のほうからは、直接団員に支給しなさいというふうな流れになってきております。直接自分のところにお金が出るものですから、新たにそういった会合とかになると、自分のお金を出さないといけないところはあるかもしれませんが。国の流れとしてはそういったふうになっておりますので、直接支給というのは今後もっと多くなっていくのではないかと考えているところです。

アンケート結果によりますと、やはり若手の方々がそういった飲み会であるとか、消防の操法訓練がきついか、そういったのも出てきておりますので、そういったところについてはアンケートの結果に基づきながら、各市町村と議論を重ねていきながら、新たに消防団員を入れる施策というのを模索していく必要があるとは思っております。

○川添委員 これ確認ですけど、団員一人一人、個人に振り込むというのは規定されていて、

そちらをもう一回分団に戻すとか、そういうことは選択はできないということですね。

○羽田消防保安課長 選択できるかどうかは消防庁から示されている考え方というのがあるんですけど、報償を団、分団部経由で団員個人に支給することは、透明性の観点から適切ではないというふうに言われております。

ですから、年額の報酬とか出動報酬というのは、団員個人に支給すべきものであると。これがもう消防庁の今の考えでございます。

○川添委員 懇親会の参加者が激減していて、昔は20人、30人でやっていたところが10人切る、数人になったりとか、極端に言えば。

そういったところは消防庁本部に対しても、いろいろ研究しながら内情をぜひ消防団員が集まりやすい環境整備を考えていただきたいと思っております。

あと最後に、避難訓練が各自治会単位で毎年行われているんですが、私が見聞きした感じだと避難訓練を行っていない自治会が散見されると。自治会が避難訓練を行わないと、要支援者といいますか自分の自治会の中に誰をフォローして支援して避難しないといけないのかとか、また改めて高齢者とか弱者の方々が一時避難所まで何分かかるのかとか、そういった計測がやってみないと分からないところが多々あります。

この避難訓練を実施しているかどうか、実施状況を危機管理局として、命を守るために、命を救うために最も重要な取組の一つだと思うんですけども。もちろんこれは自治体が主体的になってやるというのは重々分かった上で今お話しているんですが。危機管理局として、まず県内に沿岸部でもいいですけど、どれぐらいの自治会があって、自主防災組織でもいいんですけど、どれぐらいの実施率になっているの

か。これを市町村を通じて把握をしていく、それが県民の命を守ることではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○中尾危機管理局長 確かに現時点では基本的にはその自治会における避難訓練につきましては、各市町村が主体的に取り組むということですので、県のほうでどこの自治会がというところまでは数字は持っておりませんが、確かに自助・共助という点では、そのあたりの訓練をしていくということも必要です。その点についてはまた啓発等を積極的にやっていきたいと考えております。

○川添委員 繰り返し申し上げますけれども、やはり避難訓練をやってみて、要支援者とか、そういった避難に苦勞される方も分かりますし、住民の顔もよく見えてくると。そして一時避難所をみんなで認識することが改めてできますし、実際にそこの高台にみんなで上がってみて、草が生えているとか。

また、ある一時避難所では、一時避難所として自治会が指定しているにもかかわらず、市役所のほうは、急傾斜地で非常に災害の危険があるから入らないでくれという非常に矛盾した場所があったりとか、そういった発見や課題が見えてくるということですので。ぜひ危機管理局として、これから避難訓練の実施状況というのをどうやって集約して啓発していくかというところは、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

○重松委員 トイレの件なんですけど、先ほどちょっと言葉足らずでした。先ほど私は、高校生とか若者というふうに言いましたけれども、危機管理局さんの立場で言えば、もちろん避難所ということですね。地域住民の方がいろんな方が避難してこられるための洋式化ということ

でありますので、本当に安全で快適なトイレ環境をつくっていただきたいということだけ、また要望として申し添えたいと思います。

以上です。

○中尾危機管理局長 先ほどの川添議員の自治会の避難訓練の状況でございますけれども、今年度の新規事業の中で地域防災力強靱化事業、20ページでございますけれども、この中の地域の防災力強化、右側の共助というところで地域防災活動支援というところがございますけれども、この中で県内市町村の避難訓練の取組状況等についても精査をして、把握をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○丸山委員 10ページの減災目標の中の早期避難率というのが書いてあるんですが、この定義は何なのかというのをまず教えてほしいんですけども。

○中尾危機管理局長 そうですね、明確な定義があるわけでもございませんけれども、本県の調査では県民調査をするときに、揺れが収まったらすぐ避難する、津波注意報が出たらすぐ避難する、もしくは大津波警報が出たら避難するといった質問をしまして、それに回答した方を早期避難という形で捉えているところでございます。

○丸山委員 イメージ的には沿岸線があって、津波が来る浸水域、ここの方が早く逃げますよというイメージでいて、それを55か70%とする、限りなく死者が少なくなりますよというようにことを思ってたもんですから、何か意識があるけれども実際行動できる人が本当にいるのかどうかというものの率じゃないような気がするもんですから。この想定のお考え方が。それで本当に先ほどから避難訓練を自治体がやってい

る、それをしっかりやればどんどん向上していくかな、もしくは避難タワーを造ったからどんどん避難しやすくなるのかなというイメージで思ってたんですが、何か少し物足りないなと思ったものですから、この早期避難を本当にできるのか。

例えば独居老人の方とかがいたらなかなか避難できなかつたとか、いろいろなパターンがあると思いますので、この早期避難のもう少し何か、実際に能登半島でも地震があつて避難できた率は実際どうなのかとか、いろいろなこれまでのデータがあれば、それをいかに、本当に実際の早期避難はどうすればいいのかというのを、もし情報があれば今後示していただくとありがたいのかなと思っている、これは要望にしたいと思います。

○中尾危機管理局長 今年度の新規事業の津波浸水想定更新等調査事業の中で、改めまして県民の意識調査についても行う予定ですので、そういった状況等も踏まえながら、早期避難という形の定義をもう一度改めまして、実際の調査とまたそれに対する県民への呼びかけ、そういったところについて徹底してまいりたいと考えております。

○丸山委員 能登半島で実際に早期避難ができたのか、できなかったのかということを含めて、熊本震災もありましたので、本当に早期避難ができるのかできないのかということも実態を、何ができなかったのか、ここを改善すればもっとできる可能性があるよねというのが、もし実際津波があつたところに、もう大分落ち着いていれば、ここは改善すべきだったということを含めて調査をお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中尾危機管理局長 能登半島地震の評価が現

時点ではまだ出ておりませんが、その対応等、評価等もまた参考にしながら、特に早期避難、津波に基づいての早期避難ということで考えておりますので、そういったところも材料にしながら、調査等も行ってまいりたいと考えております。

○佐藤委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、これで終わりたいと思います。執行部の皆さん、御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時43分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、協議事項1の委員会の調査事項についてであります。

お手元に配付の資料1を御覧ください。

1の当委員会の設置目的につきましては、さきの臨時県議会で議決されたところですが、2の調査事項は、本日の初委員会での委員協議において決定することになっております。

なお、ここに記載しております調査事項の当初案は、特別委員会の設置の検討に際しまして、会派間で調整された事項を記載しておりますが、所属することになりました委員におきまして再度協議されることを想定し、取りまとめられたものとなっております。

改めて資料を御覧いただきますと、令和5年度と令和6年度について比較したものとなっております。これは皆様、御存じのとおり当委員会は、令和5年度にも同じ名称、同じ設置目的で設置され、調査等に取り組んだ経緯があり、

今回は2年連続での設置となりましたので、比較できるよう準備をさせていただいたものです。

ここで変更案を御覧ください。

令和5年度においては、調査の一連の流れを考慮し、一部調査事項を整理しております。今回、令和6年度においても、同様の取扱いをするのが適当であると考え、一部整理した上で変更案として記載しております。

整理した内容としましては、(3)被害想定に関することを(1)南海トラフ巨大地震に関すること等に含める形で調査事項としております。この変更案も含め、調査事項につきまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。資料1ですね。いかがでしょうか。

○山内佳菜子委員 すいません、今の御説明ですと、この被害想定というのは南海トラフ巨大地震だけに係るものなんでしょうか。台風ですとか、ほかの大規模自然災害にも関わる話ではないのかなと思ったんですけれども。

○佐藤委員長 これは被害の想定というのは、被害が起きたことに対する想定でありますので、全てのことに入ります。

ただ、先ほど説明がそういうふうにとられやすいですけど。全ての被害、台風に対しても、起きたことに対して全て被害想定もこれに含むと。いわゆる被害想定に関することというのを改めて書かずに、これを全ての南海トラフ地震、台風等の大規模自然災害というものの中に入れるという考え方です。

○山内佳菜子委員 はい、分かりました。

○佐藤委員長 委員の皆様よろしいですか。

ほかに。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 はい。それでは、そのように決定をいたします。

次に、協議事項2の委員会の調査活動方針・計画についてであります。

活動方針（案）につきましては、資料1の3に記載のとおりであります。

活動計画につきましては、資料2を御覧ください。

議会日程や委員長会議の結果から調査活動計画（案）を作成しておりますが、この調査活動計画（案）を基本としながらも、その都度、委員の皆様には御相談しながら、また他の常任委員会や特別委員会とも調整をしながら、調査活動を進めてまいりたいと考えております。

御意見がありましたらお願いをいたします。資料2でございます。この調査活動計画（案）を御覧ください。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項3の県内調査についてであります。

再び資料2を御覧ください。

7月23日から24日の県南地区、8月6日から7日の県北地区の県内調査となっております。

相手先との調整の時間があまりないことから、現時点での委員の皆様の調査先の希望について御意見がありましたらお聞かせいただき、準備をさせていただきたいと考えております。

先ほど御協議いただきました調査事項を踏まえまして、県南調査、県北調査の調査先につきまして、御意見がありましたらお願いをいたします。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 よろしいですか。ありがとうございます。それでは、そのような形で進めさせていただきまして、委員長、副委員長のほうに

御一任を頂きたいと。ありがとうございます。

次、協議事項4、次回の委員会についてであります。

先ほど御協議いただきました調査事項を踏まえまして、次回の委員会の執行部の説明内容等について、何か御意見、御要望がありましたら、お聞かせください。次回の委員会です。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 よろしいですか。ありがとうございます。では、正副委員長に御一任を頂きます。

最後になりますが、協議事項5のその他はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、次回の委員会は、6月定例会中の6月21日金曜日午前10時からを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前11時50分閉会

署 名

防災減災・県土強靱化対策特別委員会委員長 佐藤 雅洋

